



# 1. 税率

- (1) 均等割 特別区民税 3,000円 都民税 1,000円
- (2) 森林環境税 1,000円
- (3) 所得割 (総合課税) 特別区民税 6% 都民税 4%

〈住民税・森林環境税がかからない方〉

非課税区分	均等割	所得割	森林環境税
令和7年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方	非課税	非課税	非課税
令和7年1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親の方で前年中の合計所得金額が135万円以下の方	非課税	非課税	非課税
前年中の合計所得金額が次の金額以下の方			
ア 扶養親族等のいない方：45万円	非課税	非課税	非課税
イ 扶養親族等のいる方：35万円×(扶養親族等の数+1)+31万円			
上記に該当せず、前年中の総所得金額等が次の金額以下の方			
ア 扶養親族等のいない方：45万円	課税	非課税	課税
イ 扶養親族等のいる方：35万円×(扶養親族等の数+1)+42万円			

※扶養親族等…納税者と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者(内縁や未届の組合を除く)や親族をいい、16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)も含まれます。  
 ※総所得金額等…合計所得金額から損失の繰越控除をした後の金額をいいます。

## (4) 所得割 (分離課税)

区分	特別区民税	都民税	
短期譲渡所得	一般	5.4%	
	軽減	3%	
長期譲渡所得	一般	3%	
	優良	2.4%	
	居住	2,000万円以下の部分	2.4%
		2,000万円超の部分	3%
株式等に係る譲渡所得	3%	2%	
上場株式等に係る配当所得等	3%	2%	
先物取引に係る事業・雑所得	3%	2%	
山林所得・退職所得	6%	4%	

## (5) 給与所得の速算表 (複数の給与収入がある場合、その合計額で計算します。)

給与収入の合計額 (円)	給与所得金額 (円)
0 ~ 1,618,999	収入額 - 550,000
1,619,000 ~ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ~ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ~ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ~ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ~ 1,799,999	(A) × 60% + 100,000
1,800,000 ~ 3,599,999	(A) × 70% - 80,000
3,600,000 ~ 6,599,999	(A) × 80% - 440,000
6,600,000 ~ 8,499,999	収入額 × 90% - 1,100,000
8,500,000 ~	収入額 - 1,950,000

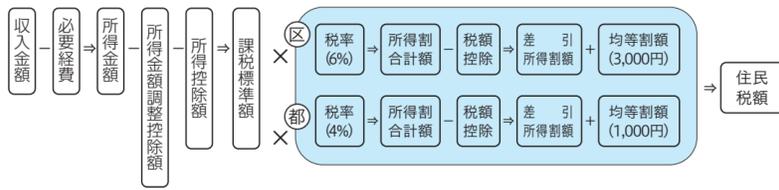
※ (A) = {(収入額 ÷ 4) → 1,000未満切捨後} × 4

## (6) 公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢	公的年金等収入の合計額 (B)	公的年金等に係る雑所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	330万円未満 (B)	- 110万円 (B)	- 100万円 (B)	- 90万円 (B)
	410万円未満 (B) × 75%	- 27.5万円 (B) × 75%	- 17.5万円 (B) × 75%	- 7.5万円 (B) × 75%
	770万円未満 (B) × 85%	- 68.5万円 (B) × 85%	- 58.5万円 (B) × 85%	- 48.5万円 (B) × 85%
	1,000万円未満 (B) × 95%	- 145.5万円 (B) × 95%	- 135.5万円 (B) × 95%	- 125.5万円 (B) × 95%
	1,000万円以上 (B)	- 195.5万円 (B)	- 185.5万円 (B)	- 175.5万円 (B)
65歳未満	130万円未満 (B)	- 60万円 (B)	- 50万円 (B)	- 40万円 (B)
	410万円未満 (B) × 75%	- 27.5万円 (B) × 75%	- 17.5万円 (B) × 75%	- 7.5万円 (B) × 75%
	770万円未満 (B) × 85%	- 68.5万円 (B) × 85%	- 58.5万円 (B) × 85%	- 48.5万円 (B) × 85%
	1,000万円未満 (B) × 95%	- 145.5万円 (B) × 95%	- 135.5万円 (B) × 95%	- 125.5万円 (B) × 95%
	1,000万円以上 (B)	- 195.5万円 (B)	- 185.5万円 (B)	- 175.5万円 (B)

(65歳以上：S 35.1.1以前出生 65歳未満：S 35.1.2以後出生)

# 2. 特別区民税・都民税の計算方法



※課税標準額は1,000円未満端数切捨て、所得割額は100円未満端数切捨てで計算します。  
 ※分離課税所得がある場合には、計算方法(税率等)が異なります。  
 ※上図の特別区民税・都民税の計算方法内の住民税額と併せ、森林環境税1,000円が徴収されます。

# 3. 所得金額調整控除 (給与所得から控除)

対象者	要件	控除額
1 給与等の収入金額が850万円を超える者	右のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が特別障害者</li> <li>23歳未満の扶養親族を有する</li> <li>特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する</li> </ul>	(給与等の収入金額 - 850万円) × 10% <b>【限度額】 15万円</b>
2 給与所得控除後の給与等の金額 (A) および公的年金等に係る雑所得の金額 (B) がある者	AとBの合計額が10万円を超える	(A + B) - 10万円 <b>【限度額】 10万円</b>

※1・2両方に該当する場合は、1の控除後に2を控除します。

# 4. 所得控除

控除の種類	控除額			
雑損控除	次のうち、いずれか多い方の金額 1. (損失額-保険金等で補てんされる金額) - 総所得金額等 × 10% 2. 災害関連支出の金額 - 5万円			
医療費控除	通常の医療費控除 1. 総所得金額等が200万円以上の場合 (支払った医療費の総額 - 保険金等で補てんされる金額) - 10万円 2. 総所得金額等が200万円未満の場合 (支払った医療費の総額 - 保険金等で補てんされる金額) - 総所得金額等 × 5% <b>【限度額 200万円】</b> セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) 特定一般用医薬品等購入費用 - 保険金等で補てんされる金額 - 12,000円 <b>【限度額 88,000円】</b>			
社会保険料控除	支払金額			
小規模企業共済等掛金控除	支払金額			
生命保険料控除	区分	支払金額	控除額	
	① (旧契約:H23.12.31以前の契約)	・旧契約一般生命保険料	15,000円以下	全額
		・旧契約個人年金保険料	15,001円 ~ 40,000円	支払金額 × 1/2 + 7,500円
	② (新契約:H24.1.1以降の契約)	・新契約一般生命保険料	12,000円以下	全額
・新契約個人年金保険料		12,001円 ~ 32,000円	支払金額 × 1/2 + 6,000円	
①と②の両方がある場合	①及び②で算出した各種保険料控除額の合計金額 (合計適用限度額:70,000円)			
地震保険料控除	区分	支払金額	控除額	
	① 地震保険料のみ	50,000円以下	支払金額 × 1/2	
② 旧長期損害保険料のみ		5,000円以下	全額	
		5,001円 ~ 15,000円	支払金額 × 1/2 + 2,500円	
①と②両方の保険料を支払った場合	①及び②で算出した控除額の合計金額 (合計適用限度額:25,000円)			

控除の種類	控除額	
扶養控除	特定	45万円
	同居老親	45万円
	老人	38万円
	一般	33万円
障害者控除	同居特障	53万円
	特別	30万円
	普通	26万円
基礎控除	合計所得金額	
	2,400万円以下	43万円
	2,450万円以下	29万円
	2,500万円以下	15万円
2,500万円超	-	

配偶者控除	配偶者の合計所得金額	本人合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万円以下	一般	33万円	22万円	11万円	控除適用なし ※同一生計配偶者には該当
	老人	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超 ~ 100万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
	100万円超 ~ 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 ~ 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 ~ 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 ~ 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 ~ 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 ~ 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 ~ 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

※本人合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者には該当します。この場合、(特別)障害者控除や非課税判定の対象となります。

# 5. 税額控除

## (1) 調整控除 (合計所得金額 2,500万円超は適用なし)

住民税の課税標準額が200万円以下の方
1または2のいずれか小さい額の5% (区3%・都2%) 1. 所得税と住民税の人的控除の差の合計額 / 2. 住民税の課税標準額
住民税の課税標準額が200万円超の方
(所得税と住民税の人的控除の差の合計額 - (住民税の課税標準額 - 200万円)) × 5% (区3%・都2%)

※この額が2,500円未満の場合は、マイナスの場合でも2,500円とします。

## (2) 配当控除

種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

## (3) 住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)

対象者	控除額		
平成27年から令和6年までに入居し、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方	1または2のいずれか小さい額 1. 住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 2. 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に対し下表の割合に相当する額 (ただし、下表の上限額までとする。)		
控除額	入居日開始日	割合	上限額
	~平成27年3月31日	5%	97,500円
	平成27年4月1日 (特別) 特定取得該当	7%	136,500円
	~令和4年12月31日 その他の取得	5%	97,500円
	令和5年1月1日~ (特例) 特別特例取得該当	7%	136,500円
令和6年1月1日~	5%	97,500円	

## (4) 寄附金税額控除/外国税額控除 詳しくは課税課までお問い合わせください。

## (5) 配当割額の控除/株式等譲渡所得割額の控除

一定の上場株式等の配当所得及び源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得を確定申告に含めた場合、その住民税相当分を、それぞれ特別区民税・都民税所得割額から控除します。控除しきれなかった金額は、当該年度の住民税に充当、または、森林環境税へ委託納付し、充当しきれなかった金額がある場合は、その金額を還付します。

## (6) 特別区民税・都民税の定額減税による控除

詳しくは課税課までお問い合わせいただくか、右のQRコードを読み取り、本区ホームページでご確認ください。



【問い合わせ先】  
 江東区役所区民部課税課 TEL. 03 (3647) 9111 (大代表)